



杉並区

# この現場で働く皆さまへ

## この工事には、杉並区公契約条例による

# 1人工あたりの最低額が 定められています。



### 令和7年度 労働報酬下限額

(1日あたり(8時間)に換算した金額)〔労働報酬下限額：令和7年3月告示〕

No.	職種	下限額	No.	職種	下限額	No.	職種	下限額
1	特殊作業員	26,912円	20	トンネル作業員	27,904円	39	板金工	30,784円
2	普通作業員	24,120円	21	トンネル世話役	36,456円	40	タイル工	24,392円
3	軽作業員	16,656円	22	橋りょう特殊工	31,320円	41	サッシ工	28,896円
4	造園工	24,392円	23	橋りょう塗装工	31,952円	42	屋根ふき工	30,512円
5	法面工	30,064円	24	橋りょう世話役	36,544円	43	内装工	29,704円
6	とび工	29,616円	25	土木一般世話役	29,160円	44	ガラス工	28,440円
7	石工	29,520円	26	高級船員	34,384円	45	建具工	25,640円
8	ブロック工	27,456円	27	普通船員	27,720円	46	ダクト工	26,640円
9	電工	29,344円	28	潜水士	44,912円	47	保温工	24,936円
10	鉄筋工	29,344円	29	潜水連絡員	32,856円	48	建築ブロック工	26,424円
11	鉄骨工	26,640円	30	潜水送気員	31,864円	49	設備機械工	25,200円
12	塗装工	31,056円	31	山林砂防工	28,896円	50	交通誘導員 A	18,184円
13	溶接工	33,304円	32	軌道工	51,664円	51	交通誘導員 B	15,840円
14	運転手(特殊)	27,456円	33	型わく工	28,536円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が労働者等との合意のもと、見習い・手元等と判断された労働者</li> <li>・年金等の受給のために賃金を調整している労働者</li> </ul>		
15	運転手(一般)	22,864円	34	大工	27,360円			
16	潜かん工	33,304円	35	左官	29,704円			
17	潜かん世話役	39,872円	36	配管工	25,744円			
18	さく岩工	35,640円	37	はつり工	27,096円			
19	トンネル特殊工	32,224円	38	防水工	32,496円			

- 注1：杉並区公契約条例では賃金の下限(最低)額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。
- 注2：労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事設計労務単価を基に設定しています。
- 注3：建具工の労働報酬下限額は、令和6年度は東京都における公共工事設計労務単価が設定されていましたが、令和7年度は設定されていないため、令和6年度の東京都における公共工事設計労務単価に対し、他の49職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出しています。
- 注4：「建築ブロック工」の労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていないため、過去に東京都が示した参考値に対し、他の49職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出しています。
- 注5：賃金等のうち、手当等(基本給相当額+基準内手当+実物給与(通勤用定期支給、食事支給)+臨時の給与)の合計額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。実物給与等が含まれていることから、手取り金額が表に掲げる金額を上回るとは限りません。

## ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください。

もし賃金が下限額より低いと思ったら、右記2次元コード(専用フォーム)よりお問い合わせください。



### 杉並区公契約 条例とは

杉並区が発注する建築工事や業務委託などの「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質の確保や地域経済の活性化を図ることを目的とした条例です。



杉並区公契約条例や労働報酬下限額等の詳細は左記の2次元コードから区公式ホームページをご確認ください。

### 杉並区総務部経理課契約係

杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟5階  
TEL 03-5307-0612 FAX 03-3312-2440